

役員等の実費弁償費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人響流福祉会の役員等の実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員等が理事会または評議員会または評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため主張する場合は、旅費規則の規程を準用し「一般職の4級以上の職務にあるもの」とみなして、旅費を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規則を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成17年4月1日より適用する

2 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000円
<u>評議員会出席報酬等</u>	3,000円
<u>評議員選任・解任委員会 出席報酬等</u>	3,000円

別表2

名 称	実費弁償費
理事業務報酬等	3,000円
監事監査指導報酬等	3,000円